

「さいたま市総合振興計画基本計画実施計画（改定案）」 に対する意見募集の結果を公表します

令和6年2月22日（木）から令和6年3月22日（金）まで、「さいたま市総合振興計画基本計画実施計画（改定案）」に関するパブリック・コメントを実施しましたところ、3名の方からご意見をいただきました。

ご意見は適宜集約させていただき、最終的に3項目としてまとめましたので、ご意見の概要とご意見に対する市の考え方を公表いたします。

また、ご意見を踏まえて策定した「さいたま市総合振興計画基本計画実施計画 令和5（2023）年度基本計画改定に伴う改定版（改定箇所のみ）」も併せて公表します。

■結果公表期間

令和6年3月29日（金）～令和6年4月30日（火）

■資料の公表場所

- 都市戦略本部 都市経営戦略部 窓口（さいたま市役所5階）
- 各区役所情報公開コーナー
- さいたま市ホームページ
- 各図書館、各公民館、各コミュニティセンター及び生涯学習総合センター

■公表資料

- 「さいたま市総合振興計画基本計画実施計画（改定案）」に対する意見募集の結果
- さいたま市総合振興計画基本計画実施計画 令和5（2023）年度基本計画改定に伴う改定版（改定箇所のみ）

【担当】

〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4
都市戦略本部 都市経営戦略部 総合政策担当（さいたま市役所5階）
電 話 048-829-1035
FAX 048-829-1997
Eメール toshi-keiei@city.saitama.lg.jp

「さいたま市総合振興計画基本計画実施計画（改定案）」に対する意見募集結果

意見 No.	意見（概要）	該当する頁等						意見に対する市の考え方	修正等の対応
		編	章	節	施策	事業番号	頁		
1	ウォーカーブルというキーワードは全国至る所で目指しており、それについて問題はないかと思う。 ただし、現在バス路線も多数の乗り入れがあることや、土日においては周辺商業施設へ行く車で渋滞が起きていることを鑑みると、物理的に歩きたくなる空間を創るだけでは車から歩きへの転換は難しいと感じる。バスは高齢者を含め重要な交通手段になっているとは十分認識しているが、完全に歩車を分離するなり、商業施設等の民間事業者との何かしらの仕掛けをする必要があるのではないかと考える。とはいえ、大宮、新都心、浦和は埼玉県にとっても重要な都市であるので、素晴らしい形になるよう期待している。	41	9	1	4	2	18	御指摘の「商業施設等の民間事業者との連携」につきましては、重要な視点であると考えており、本計画においては「大宮駅周辺まちなかウォーカーブルの推進」（事業コード：09-1-4-1）、「浦和駅周辺まちなかウォーカーブルの推進」（事業コード：09-1-4-2）、「美園地区のまちづくりの推進」（事業コード：09-1-4-3）、「岩槻駅周辺地区のまちづくりの推進」（事業コード：09-1-4-4）として関連する事業を位置付けております。 御指摘については、事業を推進する際の参考とさせていただきます。	改定案のとおりといたします。
2	令和4年度の「さいたま市道路網計画（改定案）」に対するパブリック・コメントでは、「ウォーカーブルという単語に対し、健常者のように歩けない人、車いす、杖、歩行器等の補助具利用者、視覚障害者への配慮が全く感じられないので、車いすが通れるような歩道の整理、点字ブロック等を備えた視覚障害者への配慮を追記してほしい。」と意見させていただきました。また、「健常者のように歩くことができない市民」への配慮も求めた。 しかしながら、今回の「さいたま市総合振興計画基本計画実施計画（改定案）」における「ウォーカーブル」な空間」としかなく、これは、「歩くことができない車いす利用者」や、「歩行困難で歩行器を利用する肢体障害者」、「シルバーカーなどを利用する高齢者」、「白杖などを利用する視覚障害者」を否定しているのではないかと、ノーマライゼーション条例のさいたま市として、「高齢者や障害者への配慮」を示すべきではないか。 前述のとおり、令和4年度のパブリック・コメントの際にも示されたことから、「居心地が良く歩きたくなる「ウォーカーブル」な空間」に、「誰もが使いやすい」を追記し、「居心地が良く誰もが使いやすい空間、誰もが歩きたくなる「ウォーカーブル」な空間」のように形容していただきたい。 この表現は、あくまで私たちの思いを込めた一例にすぎないが、「さいたま市総合振興計画基本計画実施計画（改定案）」本文中でなく、用語解説などへの掲載でも構わない。 障害者や高齢者が、「さいたま市に生まれてよかった、住んでいてよかった」と思えるような計画にしてほしい。	41	9	1	4	1 2 3 4	17~ 19	総合振興計画基本計画につきましては、新庁舎移転整備等が本市の都心地区の在り方や21世紀半ばを見据え、将来的な都市づくりの方向性に与える影響を踏まえた改定を令和5年12月に実施し、この基本計画の改定を踏まえ、このたび実施計画の改定を行うものです。 新庁舎移転整備等に伴う総合振興計画基本計画の改定では、ユニバーサルデザインへの配慮なども図りながら、誰にとっても居心地のよい都市空間の形成を目指すことを改定の考え方の一つとしております。御指摘の「障害のある方や高齢者への配慮」につきましては、総合振興計画において、誰もが自分らしく暮らせる地域社会の実現を掲げているところですが、居心地が良く歩きたくなるウォーカーブルなまちづくりにおいても大変重要な視点と考えており、今後の事業実施の中で生かせるよう努めてまいります。	改定案のとおりといたします。
3	地球環境や生態系に配慮した持続可能な社会・地域づくりのために、自然を守り、農家を守ると同時に活躍の場を広げ、都市に住む人たちに安心安全な食材（地場農産物）をより多く届けられるしくみづくりの計画へと修正してほしい。 市内耕地面積：令和2年 3,230ha（昭和55年時の約半分） 市内総農家数：令和2年 2,998戸（昭和55年時の約4割） ⇒史上最低値まで落ち込んだ国内食料自給率をさいたま市では引き上げ、生産から消費を随え潤う地域へ 岩槻区、見沼区、西区の田畑で育った農産物を大宮区や浦和区で販売できる様に定期的イベント（マルシェ等）を行ったり、アンテナショップの運営や、学校給食として提供などをする中で、既存住民の子育て支援にもなり、また移住者の増加も期待でき、さいたま市の魅力アップにつながると考えられる。 この案件は、埼玉県が推進している農林水産省の「みどりの食料システム戦略推進交付金」を活用し、持続的発展が可能な環境保全型農業を目指すことができる。また、埼玉県が掲げる「埼玉県エコ農業推進戦略」にも通ずる案件である。 なお、農林水産省では、オーガニックビレッジを2025年までに100市町村、2030年までに200市町村創出することを目標に、全国各地での産地づくりを推進している。さいたま市もこのオーガニックビレッジ宣言を目標にしてはいかかか。	41	-	-	-	-	-	御指摘の「地場産農産物をより多く届けられる仕組みづくり」につきましては、重要な視点であると考えており、今回の改定範囲には含まれておりませんが、本計画においては「地場産農産物の流通・消費拡大」（事業コード：11-3-1-03）として関連する事業を位置付けております。 御指摘については、事業を推進する際の参考とさせていただきます。	改定案のとおりといたします。

意見提出者数	3名
意見項目数	3件
修正項目数	0件